

本巢市現場代理人の常駐義務緩和取扱基準

平成24年 3月14日決裁

(適用)

第1条 この基準は、本巢市が発注する工事の現場代理人の取扱いについて必要な事項を定める。

(現場代理人の資格要件)

第2条 現場代理人の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 受注者と直接的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号の規定による営業所の専任技術者(以下「営業所専任技術者」という。)ではないこと。

(現場代理人の常駐を要しない期間)

第3条 現場代理人と発注者とが常に連絡が取れる体制を確保し、次の各号に掲げるいずれかの期間に該当する場合には、現場代理人の工事現場における常駐を要しないことができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(現場代理人の兼務を認める工事の要件)

第4条 受注者は、次の各号のいずれかに該当し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合には、複数の工事で同一の現場代理人を配置することができるものとする。

- (1) 密接な関係にある複数の工事で、次の要件を全て満たす場合
 - ア 工事現場が同一又は隣接・近接した複数の工事を同一者が受注し、諸経費調整を実施する場合
 - イ 同一の現場代理人が一括して管理することが合理的であり、かつ、適切な運営及び取締り等が行われ、契約の履行に支障がないと認められる場合
- (2) 本巢市が発注する3件までの工事について、次の要件を全て満たす場合
 - ア 3件の工事現場の移動距離が直線距離で10km以内、かつ、移動時間が概ね20分以内である場合
 - イ 3件の工事の請負金額(契約変更後の額を含む。)の合計が2,500万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)未満であること。
 - ウ 本巢市が発注した工事を直近2ヵ年度に受注した実績があり、3件の工事現場を同一の現場代理人が適切に運営し、取締り等が行われ、契約の履行に支障がないと認められる場合。

2 受注者は、前項の規定により現場代理人の兼務が認められた場合には、各現場の施

工管理・安全管理に引き続き万全を期すとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 現場代理人は、工事のいずれかに常駐しなければならない。
- (2) 現場代理人は、発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、既に従事している工事において常駐を求められているときは兼務を認めない。

(現場代理人の兼務の申請)

第5条 受注者は、前条の規定により現場代理人の兼務を行う場合は、第1号様式により発注者に申請することができる。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第6条 発注者は、受注者の申請に基づき、第4条の要件に照らして、現場代理人の兼務について支障がないと認められるときは承認する。

(承認の取消し)

第7条 受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとする。

- (1) 受注者がこの基準の規定に違反していると認められる場合
- (2) 予期しない事態が生じたため、受注者の現場代理人が兼務を継続することが不相当と認められる場合
- (3) 受注者が偽りその他不正な手段により承認を得たと認められる場合

2 前項の規定により承認を取り消すときは、文書により取消しの理由を付して受注者に通知するとともに、取消しの理由となった行為が工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるときは、不正又は不誠実な行為として取扱うものとする。

(現場代理人の変更等)

第8条 受注者は、現場代理人の変更があった場合、第4条の要件を満たせなくなった場合又は承認を取り消された場合は、受注者は、すみやかに別の現場代理人を選任し、現場代理人届を発注者に提出するものとする。

(受注者の義務)

第9条 第3条及び第4条の規定は、現場代理人が工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務を免除するものではない。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。